

公共施設の非保有手法に関する調査・検討について

【目的】

我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。

このような状況の中、地方公共団体等が公共施設を最後まで保有せず公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法（リース方式等）」は有効な手法の一つと考えられており、教育関連施設などで活用事例が増えつつある。

本調査・検討では、「公共施設の非保有手法」について、具体的な事例の調査・分析を行い、その適用性・有効性等について、整理・検討を行うことにより、今後、当該手法の適切な活用につなげることを目的とする。

【公共施設の非保有手法に関する提言（案）】

今回の公共施設の非保有方式に関するアンケート調査の結果、公共施設の非保有方式は、義務教育施設等、教育・文化関連施設、社会福祉施設などの事業分野でファイナンス・リース方式、民間サービスによる代替方式を中心に活用されており、一定の評価が得られていることがわかった。

一方で、公共施設の非保有方式に関する課題として、事例や情報が少ないことによる行政側が求める施設の水準設定や官民のリスク分担の設定、合意形成の難しさなどが挙げられた。

このため、公共施設の非保有手法の活用が有効と思われるケースに関する基本的な考え方や事例集の作成・周知等を行い、公共施設の非保有手法の活用促進に向けた環境整備を進めるべきである。

【今後の進め方（案）】

- 令和2年6月改定予定のPPP／PFI推進アクションプランに、公共施設の非保有手法の活用に関する基本的な考え方や事例集等を作成・周知し、活用促進に向けた環境整備を行う旨を追記。
- 今回の調査によって得られた課題等について、追加調査を実施し、次回事業推進部会（令和2年7月以降）で、追加調査結果について報告を行うとともに、公共施設の非保有手法の活用に関する基本的な考え方や事例集の作成について議論。